

民間施設における 受動喫煙防止対策の手引き



目次

第1	背景.....	1
第2	目的.....	1
第3	定義.....	1
第4	改正法の施行時期.....	2
第5	規制の対象となる施設	2
第6	適用除外となる施設	2
第7	対象施設の受動喫煙対策.....	3
1	第一種施設（学校・病院・児童福祉施設等）	3
2	第二種施設（第一種施設以外の多数の人が利用する施設）	5

第1 背景

受動喫煙とは、他人のたばこの煙（蒸気を含む）を吸ってしまうことを言います。

日本の受動喫煙による死亡者数は、平成27年度に年間約1万5千人であると国立がん研究センターのがん対策情報センターが推計しており、受動喫煙により脳卒中や肺がん等になるリスクが高くなることが科学的に明らかになっています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を迎えるにあたり、近年のオリンピック・パラリンピック開催都市では、会場屋内外を全面禁煙とする等、法律や条例で罰則を伴う受動喫煙防止対策を講じており、IOC（国際オリンピック委員会）が唱える受動喫煙防止の取組みは世界の潮流となっています。

これらのことに併せ、国では平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）等を公布し、望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法（以下「改正法」という。）を成立させ、対策を推進しています。

第2 目的

本手引きは、改正法に規定されている望まない受動喫煙対策の概要を記し、施設管理者の取り組みを促進することにより市民をはじめとする施設利用者等の健康の保持増進を図り、快適で良好な環境の形成を推進することを目的としています。

第3 定義

- (1) たばこ：たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ、または同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のもの。（紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこ等。）
- (2) 喫煙：人が吸入するため、たばこを燃焼させ、または加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること。
- (3) 受動喫煙：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。
- (4) 第一種施設：多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定める施設のこと。
- (5) 第二種施設：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。なお、「多数の者が利用する」とは、2人以上の者が同時に、または入れ替わり利用する施設を意味するもの。

第4 改正法の施行時期

第一種施設は令和元年7月1日から、第二種施設は令和2年4月1日より改正法が施行され、規制が始まります。

第5 規制の対象となる施設

学校・病院・児童福祉施設等の第一種施設や、多数の人が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）等の第二種施設が改正法の規制の対象となります。

※ 「多数の人が利用する施設」とは、2人以上の人が同時に、または入れ替わり利用する施設です。

第6 適用除外となる施設

次のような場所はプライベートな居住空間として改正法に基づくルール適用は除外されます。

【適用除外となる施設の概要一覧】

適用除外場所	留意事項
人の居住の用に供する場所 例：家庭・職員寮の個室・老人ホーム等の入所施設の個室等	・入所施設であっても多床室や相部屋、共用部は規制対象となります。 ・病院や介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しません。
旅館業法に基づく旅館業（簡易宿所営業及び下宿営業を除く）の施設の客室	・簡易宿所営業や下宿営業の施設の客室についても「個室」であれば適用除外場所となります。 ・喫煙可能な客室を設ける場合は、同一の客室を日時によって喫煙可能または禁煙とするのではなく、日時にかかわらず常時喫煙可能な客室または禁煙の客室とすることが望ましいです。
旅客運送事業鉄道等車両または旅客運送事業船舶の客室（宿泊用個室に限る）	
宿泊施設の客室（個室に限る）	
規制対象となる場所（病院の敷地内等）において、 <u>現に移動中の一般自動車等の内部</u>	

第7 対象施設の受動喫煙対策

1 第一種施設（学校・病院・児童福祉施設等）

令和元年7月1日から規制が始まり、原則は敷地内禁煙となります。

例外的に屋外に特定屋外喫煙場所の設置※が可能です。

【対象施設の概要】

施設の区分	具体的な施設
学校	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法第1条に規定する学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く。） 例) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・短期大学等・学校教育法第134条第1項に規定する専修学校（高等課程、専門課程または一般課程（一般課程においては、20歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）・学校教育法第134条第1項に規定する各種学校（学校教育法第1条の学校以外で学校教育に類する教育を行うもので、20歳未満の者が主として利用するものに限る。）・自動車整備士の養成学校等、20歳未満の者が主として利用する教育施設
医療機関	<ul style="list-style-type: none">・病院、診療所及び助産所・薬局・介護老人保健施設及び介護医療院・施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業またはこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設・児童福祉施設及び無認可児童福祉施設

【特定屋外喫煙場所の設置※について】

特定屋外喫煙場所を設置する場合は、次のアからウの全ての措置を講じることが必要です。

また、これらの措置に併せて、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないように配慮をすることが望まれます。

(1) 施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上等、喫煙のために立ち入る場合以外には、通常利用することのない場所を言います。

(2) 喫煙をすることができる場所が区分けされていること。

パーテーション等を設けるか、白線等で区分けした内側が喫煙場所であることが分かるようにすることが必要です。

【喫煙場所を区分けする例】



(3) 喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

特定屋外喫煙場所がある施設の管理者は、来場者にわかりやすい場所及び喫煙場所に、特定屋外喫煙場所がある旨の標識等を掲示する必要があります。

また、標識等と併せて特定屋外喫煙場所の位置図の掲示にも努めます。

【設置する標識の例】



2 第二種施設（第一種施設以外の多数の人が利用する施設）

令和2年4月1日から規制が始まり、原則は屋内禁煙となります。

対象となる施設は次のようになります。

なお、以降に記載されている事項以外の詳しい特例措置や、屋内に喫煙場所を設置する場合のルール等については、厚生労働省のホームページや本手引きの資料集等をご覧ください。

（1）対象施設の一例

飲食店・旅館・ホテル・理美容店・デパート・スーパー・コンビニエンスストア・公衆浴場・パチンコ店・マージャン店・カラオケボックス・事業所（職場）・社会福祉施設（第一種施設の児童福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院を除く）・地区の集会場・結婚式場・葬儀場・鉄道等車両・旅客船等。

※上記施設はあくまで対象施設の一例であり、他の類型に区分されない「多数の人が利用する施設」の全てがこの類型に該当します。

（2）多数の人が利用する施設（第二種施設）の屋内に設置可能な喫煙室

屋内の一部の場所に「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」を満たした喫煙室（喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室）のみ設置可能となります。

※加熱式たばこ専用喫煙室とする場合を除き、喫煙室内での飲食等のサービスの提供はできません。

※受動喫煙を望まない従業員が頻繁に出入りするような場所を加熱式たばこ専用喫煙室とすることは望ましくありません。

【規制内容のイメージ図】



(3) たばこの煙の流出を防止するための技術的基準

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること。
- ② たばこの煙（蒸気を含む）が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること。
 - ※「壁・天井等」とは、建物に固定された壁・天井のほかガラス窓等も含みますが、たばこの煙を通さない材質・構造のものを指します。
 - ※「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることを指し、たばこの煙が流出するような状態は認められません。
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること。

(4) 屋内の場所が複数階に分かれている場合の喫煙室の取扱い

屋内の場所が複数階に分かれている場合、「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」のうち、壁・天井等による区画のほか、喫煙階から禁煙階へのたばこの煙の流出を防止するための措置（今後国から詳細が示される予定）を講じることにより、1つの階または複数の階全体を喫煙室とみなすことが可能となります。